

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成30年11月20日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

<本日の報告事項>

司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

大熊総務課長 それでは、お手元の広報日程に基づきまして、私から補足説明をさせていただきます。

まず、1ページ目、1.(1)第42回の原子力規制委員会定例会が明日11月21日午前中に開催される予定でございます。

議題は5件予定されております。順次、補足して御説明させていただきます。

まず、議題1「日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物処理場におけるドラム缶健全性確認に係る保安規定変更認可申請への対応について - 放射性廃棄物の長期保管への対応 - 」。こちらの内容でございますが、原子力機構から原科研廃棄物処理場におきます保管廃棄物の健全性確認を行うための保安規定変更の認可の申請がございました。これに対する対応につきまして何点か検討を要する点がございまして、この方針について委員会に報告をして、御議論をいただくというものでございます。

なお、検討を要する事項について、もう少しだけ補足いたしますと、例示として申しますと、使用する仮設の上屋、こちらが仮設という申請でございますけれども、設工認を要するのではないかとといった点、あるいは廃棄物処理場につきまして、現状では幾つかの法律上の根拠条文に基づく多重の規制の対象となっておりますけれども、これについて、廃棄物管理事業という形で対応し、一元管理することが適切ではないか。こういった点などについて、原子力規制庁から報告をして、御審議をいただくという予定でございます。

次に、議題2「『安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって』の改正について」。こちらにつきましては、原子力災害対策指針に示されました安定ヨウ素剤の運用に関しまして、そのガイドラインとして「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」というものが原子力規制庁として策定をしているところでございます。こちらの内容につきまして、国際的なガイドラインの改正、また、関係自治体からの要望を踏まえまして改正を行っていくということ、また、その改正のために、改正の内容につきまして検討チームを設けて検討を行っていくという方針、これらについて委員会にお諮りをするというものでございます。

次に、議題3「実用発電用原子炉施設における警報装置の故障時への対応について」。こちらは警報装置、いわゆるアナランシエータの故障時への対応につきまして、9月12日の委員会において議論をいただいたところでございます。そこでの方針に基づきまして事業者との意見交換を行いましたので、その内容及びそれを踏まえた対応の方針について報告をして、審議をいただくというものでございます。

次に、議題4「今後の研究評価の進め方について」。こちらは安全研究評価の今後の進め方について、8月下旬の委員会におきまして委員からコメントもいただいているところでございまして、これを踏まえた見直しを含め、評価の方法を取りまとめましたので、これについて委員会に御報告をするというものでございます。

最後に、議題5「大山火山の火山灰分布に関する関西電力との意見交換会及び現地調査結果について」。こちらは大山生竹テフラの降灰分布の問題につきまして、関西電力の調査の結果を踏まえまして6月と10月に関西電力と意見交換を行い、また、10月末に現地調査を実施したところでございます。これらの結果について、委員会に御報告をするというものでございます。

次に、広報日程の1.(2)第43回原子力規制委員会臨時会が11月22日木曜日の夕刻17時から開催される予定でございまして、こちらは記載されております、また、後に申し上げます理由により、非公開として開催をさせていただきます。議題は2件予定してございます。

まず、1件目といたしまして「政策評価懇談会の委員候補の選考等について」という議題を予定してございます。こちらは、政策評価懇談会の委員につきまして、新たな委員の候補に関して委員会で審議をいただくというものでございます。

次に、議題2として「特定放射性同位元素の防護措置の導入に係る規則の解説の制定について」、こちらの審議を予定しております。こちらは放射性同位元素の防護措置の義務づけ、こちらが来年9月から施行される予定でございまして、これを円滑に実施するために具体的な事例などを盛り込みました解説を定めるということにつきまして、案を示して委員会で審議をいただくというものでございます。

これらの議題の内容が、委員候補の選考、また、防護措置に係る内容ということでございますため、非公開とさせていただきます。

次に、広報日程の2ページ目でございます。2.(2)、こちらは本日11月20日、現在開催されている会議でございますが、第249回核燃料施設等に関する審査会合について、1点補足をさせていただきます。

こちらの議題の内容は、先週御説明をさせていただいたところですが、議題2が追加をされてございます。議題2として、日本原燃の濃縮・埋設事業所、こちらの放射性廃棄物管理に係る保安規定の変更認可申請についての審査が議題として追加されてございます。こちらの保安規定は事業全体についてのもものではございまして、事業の一部に関する申請、11月9日に提出された申請についての審査という予定でございまして。

次に、広報日程の3ページ目上段でございます。11月22日木曜日、(5)第653回の審査会合についてでございます。こちらは特定重大事故等対処施設に係る審査のため、非公開として開催させていただきます。審査の対象としては、2件予定されてございます。

まず、1件目といたしまして、関西電力・美浜発電所3号機につきまして、こちらの特定重大事故等対処施設の設置変更許可についての審査を予定してございます。

次に、2点目といたしまして、四国電力・伊方発電所3号機について、こちらは工認についての審査を予定してございます。

次に、その下(7)の審査会合につきましては、こちらは議題の詳細はまだ調整中でございます。決まり次第、お知らせをさせていただきます。

次に、その下、11月26日月曜日、(8)第22回検査制度の見直しに関するワーキンググループが午前中に開催される予定でございます。こちらの議題は、記載のとおり4件予定されてございます。

新たな検査制度について、御案内のとおり、10月から試運用が実施されているところでございますが、第2段階、フェーズ2の試運用に向けた検討として、議題の1から3にございます安全実績指標、また、個別事項の重要度の評価、また、PRAモデルのレビュー方針、これらについての検討を行うということが予定されております。また、現在実施しておりますフェーズ1の試運用、こちらの知見を踏まえまして、議題4でございますが、検査気付き事項のスクリーニングに関するガイドについての議論を行うという予定でございます。

次に、その下(9)でございます。平成30年度放射線対策委託費(放射線安全規制研究戦略的推進事業費)第1回研究推進委員会が開催される予定でございます。こちらの委員会は、記載にございます放射線安全規制研究戦略的推進事業、こちらの進め方につきまして、テーマの選定あるいは対象事業の選定等を行っている委員会でございます。

今回は平成30年度の第1回の委員会ということで、議題1にございますように、平成31年度の重点テーマの設定について議論を行うとともに、議題2にございますが、本事業の中での若手人材の支援について、どのように進めていくかという方針についても議論を行うという予定でございます。

最後に、日程の4ページ目、(10)第655回の審査会合についてでございます。議題は記載のとおり、中部電力・浜岡原子力発電所の敷地の地質・地質構造について、審査を行う予定でございます。敷地内の断層の活動性評価についての審査が予定されております。

私からの御説明は以上です。

<質疑応答>

司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。オオサキさん。

記者 NHKのオオサキです。

あしたの規制委員会の議題について教えてください。

まず、1の廃棄物に関する保安規定変更認可申請の対応というところなのですが、この横棒でくくっている「長期保管への対応」と書いてあるのですが、これは具体的には、つまり、長期保管を必要とするような場合に、どのような規制対応が必要かというふうな、何か検討というか、議論が必要だと、そういった意味合いなのでしょうか。どういった意味合いでこういう文言をつけているのかということをお教えください。

大熊総務課長 こちらの施設でございますが、ドラム缶に収容されている廃棄物が長期保管されている施設ということでございます。こちらはドラム缶の総数がかなりございますので、現在、申請によれば、その安全性の確認を進めていくのに相当の時間を要すると。長期保管しており、また、その安全性の確認に長期を要するという施設でございますので、こういうものの安全性の確認をどのように行っていくことが適切かと、こういう観点から、先ほど申しましたような仮設の上屋による確認であるけれども、設工認が要るのではないかという点、また、そうした長期をかけて安全を確認していくということが果たして適切なのかといった点など、検討を要する事項があるということで、委員会に報告をして、方針について御意見をいただきたいと、こういうことでこのようなタイトルになっているものでございます。

記者 分かりました。

あと、次は議題の2ですが、この改正の背景の部分をもう少し教えてほしいのですが、先ほど国際的なガイドラインの改正、あるいは自治体からの要望というふうなことがあるというふうに伺ったのですが、もう少し具体的に教えていただけますか。

大熊総務課長 こちらのガイドラインについて、国際的な方面で申しますと、WHOが国際的なガイドラインというものを定めているところでございますけれども、こちらが2017年に改正をされたところでございます。また、安定ヨウ素剤の事前配布の方法については、関係自治体から簡便化、もう少し簡単にできないかといった要望が出されているところでございます。

こうしたことを様々な要素を踏まえまして、改正を今後検討していくこととしてはどうかと、こういうことについて報告をして、見直すという方針そのものについて、委員会で御了承をいただければということで、議論をいただくというものであります。

記者 WHOの改正のポイントというのは、どのあたりになるのですか。

大熊総務課長 改正の詳細な内容については、済みません、今、手元ございません。恐縮ですが、こちら、必要があれば、担当課のほうにお尋ねをいただければと存じます。

司会 ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

- 了 -